

E E S（出入域システム）の全面的な稼働

在ポーランド日本国大使館

● 4月10日より、シェンゲン領域を対象としたE E S（出入域システム）が全面的に稼働しました。

1 シェンゲン領域を対象としたE E S（出入域システム）は、2025年10月に段階的に運用を開始し、4月10日より全面的に稼働しています。E E Sは短期滞在者が欧州国境を超える際、空港等の国境検問所において出入国に関する情報が電子的に記録される制度で、ポーランドにおいても、すべての国境検問所（陸路・空路・海路）にて運用されています。

2 E E Sの登録対象者は、E E Sを使用している欧州諸国へ短期滞在（180日間のうち最大90日間）で渡航するEU域外国籍者であり、氏名、生年月日、国籍などの旅券に記載された個人情報、E E S導入国への各出入国の日付と場所、顔写真や指紋などの生体認証データ、入国拒否に関する情報が登録されます。

3 ポーランドにおけるE E Sの導入開始に際し、ポーランド政府から日本国籍者がビザ免除の短期滞在でポーランドに入国する場合、EU法に基づき、任意の180日間のうち90日（シェンゲン域内での通算）を超えて滞在することは認められないと説明を受けています。ポーランドでの滞在を予定されている方はご注意ください。

○駐日ポーランド共和国大使館

<https://www.gov.pl/web/nippon>

○欧州連合（E E S関連URL）

<https://travel-europe.europa.eu/ja/ees>

○駐日欧州連合代表部

<https://eumag.jp/article/basicinfo0724a/>